平成２７年（ミ）第４号

シンガポール共和国シンガポール市ワンラッフルズプレイス10番一62ラッフルズプレイス１番地、日本における営業所東京都港区愛宕２丁目５番１号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー37階ラムスコーポレーション株式会社内

更生会社　ラムス・チャレンジ・シッピング・ピーティーイー・リミテッド

1　決定年月日　平成29年１月31日

2　主文　本件更生計画を認可する。

3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。

4　更生計画の要旨

第１章　更生計画立案までの経緯（省略）

第２章　更生計画の基本方針及び骨子

第１節　更生計画の基本方針（省略）

第２節　更生計画の骨子

１　清算型更生計画

更生会社は、更生会社が保有する船舶（船舶名オーシャン・パラダイス（OCEAN　PARADISE）、船種バルク船、船籍シンガポール共和国。以下「本件船舶」という。）を売却し（以下、当該売却の代金を「本件売却代金」という。）、本件売却代金等を原資として、更生担保権の弁済を行う。その他の資産についても、適宜換価処分を行い、共益債権等を控除した残額を原資として、一般更生債権者に対する弁済を行う。

２　更生担保権

本件船舶の売却に伴い、管財人は、東京地方裁判所（以下「裁判所」という。）の許可を得て、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（以下「金融債権者」という。）と合意の上、更生計画の定めるところに従い、本件売却代金から、本件船舶の売却に必要となる諸経費及び更生協力金（以下「諸経費及び更生協力金」という。）を控除した残金（以下「売却手取額」という。）を弁済することを前提に、暫定的な処置として、金融債権者の本件船舶に係る抵当権について、本件売却代金から本件船舶の引渡時において判明している諸経費及び更生協力金を控除した残金（以下「暫定売却手取額」という。）に係る預金質権に担保変換をした。

暫定売却手取額に係る預金質権に変換済みの担保権については、更生計画認可決定確定日から１か月以内に、暫定売却手取額の５割に相当する額を仮弁済し、諸経費及び更生協力金が確定したときは、本弁済を実施する。

３　一般更生債権

一般更生債権は、保有する現預金、更生協力金等から共益債権相当額を控除した後の残額を弁済原資とし、確定更生債権額に応じて按分のうえ弁済する。

第３章　更生債権等に関する権利の変更及び弁済・納付方法

第１節　更生担保権の権利の変更及び弁済方法

第１　確定更生担保権

確定した更生担保権の総債権額及び債権者数は以下のとおりであり、その詳細は別表８「更生担保権弁済計画表（暫定売却手取額に係る預金質権）」記載のとおりである。

（確定更生担保権）　816,772,169円

（債権者数）　１名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　弁済方法の基本方針（省略）

２　仮弁済

⑴　仮弁済

管財人は、別表８「更生担保権弁済計画表（暫定売却手取額に係る預金質権）」記載の更生担保権（以下「暫定売却手取額に係る更生担保権」という。）について、一部弁済として、更生計画認可決定確定日から１か月以内に、暫定売却手取額の５割に相当する額を支払う（以下、本項に基づく弁済を「仮弁済」といい、その弁済額を「仮弁済額」という。）。

⑵　預金質権の解除

暫定売却手取額に係る更生担保権者は、仮弁済を行うことを目的として管財人が通知した日までに、預金質権の解除に必要な書類を管財人に交付する。

３　本弁済

⑴　諸経費及び更生協力金

売却手取額を算出するに際して、本件売却代金から控除する諸経費及び更生協力金は、以下のとおりとする。更生協力金については、更生担保権者と管財人が別途協議し、裁判所の許可を得て定める。

①　諸経費

以下に列挙する、本件船舶の売却に伴い更生会社の負担する諸経費

・ブローカーフィー、フィナンシャル・アドバイザーフィー

・更生会社負担の登記・登録手続費用（日本国外で発生するものを含む。）

・消費税その他本件船舶の売却に関し更生会社に課税される公租公課（日本国外で発生するものを含む。）

・その他、更生会社の負担となる本件船舶の売却に伴う諸経費相当額

②　更生協力金

更生会社の運転資金、清算費用等の更生会社の事業遂行及び本件更生手続の管財業務遂行に合理的に必要な費用（平成27年11月11日付けで裁判所の許可を得て金融債権者との間で締結した、預金の相殺猶予、質権設定・一部解除等に関する合意に基づき金融債権者が指定した別段預金への送金に必要となる額を含む。）

⑵　本弁済の実施

管財人は、諸経費及び更生協力金が確定したときは、売却手取額から仮弁済額を控除した残額について、後記⑶ないし⑸の定めに従い、暫定売却手取額に係る更生担保権に対して弁済を行う（以下、本項に基づく弁済を「本弁済」といい、本弁済により弁済される額を「本弁済額」という。）。

なお、管財人は、本弁済を実施するときは、速やかに更生担保権者に対し、本弁済を実施する旨、本弁済実施日及び本弁済の概要について通知するものとする。

⑶　確定更生担保権額を下回った場合の措置

売却手取額が暫定売却手取額に係る更生担保権の確定更生担保権額を下回った場合（以下、下回った金額を「確定更生担保権不足額」という。）、当該更生担保権のうち確定更生担保権不足額に相当する金額については、本章第３節第２の定めを準用して、一般更生債権と同等に権利を変更し弁済する。弁済方法については、第４章第２節を準用する。これらの規定の準用に当たっては、本弁済を受けた日に、未確定更生債権が確定したものとみなす。

⑷　確定更生担保権額を上回った場合の措置

売却手取額が暫定売却手取額に係る更生担保権の確定更生担保権額を上回った場合（以下、上回った金額を「確定更生担保権超過額」という。）において、当該更生担保権を有する更生担保権者が、一般更生債権（ただし、売却手取額が本件船舶の更生手続開始の時における時価であったならば更生担保権となるべき一般更生債権に限る。）を有するときは、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、暫定売却手取額に係る更生担保権と同等に取り扱うこととし、本弁済実施日に、確定更生担保権超過額（ただし、当該一般更生債権のうち、確定更生担保権超過額に相当する部分について、本章第３節第２に基づき、既に一般更生債権として弁済を受けている場合には、その弁済額を控除する。）を一括して弁済する。